

広島県立歴史博物館

# 研究紀要

第24号



今中丹後「御中老格控」からみる広島藩重職の書状贈答料紙	石川良枝	1
闘茶について—闘茶札と文献資料から探るその具体像—	石橋健太郎	24
資料紹介—塩竈神社奉納額について—	伊藤大輔	51
「菅茶山」の姓名・号について—茶山・晋師・太中—	岡野将士	59
吉川興経の引退と毛利元春の家督相続	木村信幸	67
研究ノート 文化年間初頭に地方に伝わった北方図について～「松前えそ図」と 「従尾張国至蝦夷北極出地度量図」を事例に～	久下実	85
「山陽先生詩稿」訳注(一)	花本哲志	99
広島県立歴史博物館所蔵の雲華上人の書簡—翻刻と解題— ..... 湯谷祐三 廣森美枝子		121
<hr/>		
福山市津之郷町出土の廃和光寺塔址出土遺物について	尾崎光伸	(1)

**BULLETIN**  
**Of**  
**the HIROSHIMA PREFECTURAL MUSEUM of HISTORY**

**Vol.24**

**2021**

Artifacts Excavated from the Ruins of the Abandoned Wako-ji Temple Pagoda in  
Tsunogo-cho, Fukuyama City ..... OZAKI Mitsunobu (1)

---

Mapping papers used in formal correspondence, traced from Onchūrōkaku-hikae .....	ISHIKAWA Yoshie	1
“Toucha” —Search of the concrete image to begin with a tea competition cards— .....	ISHIBASHI Kentarou	24
About “SIOGAMA shrine exvoto” .....	ITOU Daisuke	51
About the name of “KAN Chazan” and pen name—Chazan Tokinori and Tachu— .....	OKONO Masashi	59
About the inheritance of Kikkawa family by “MOURI Motoharu” and the retirement of “KIKKAWA Okitsune” .....	KIMURA Nobuyuki	67
Two maps of HOKKAIDO spread to local area in Japan in early BUNKA-period (approximately 1804–1808) .....	KUGE Minoru	85
Sanyou-Sensei-Si-Kou;translation and annotation;part1 .....	HANAMOTO Satoshi	99
The letters of Priest Unge in the collection of the Hiroshima Prefectural Museum of History .....	YUTANI Yuuzou, HIROMORI Mieko	121

## 吉川興経の引退と毛利元春の家督相続

木村 信幸

はじめに

十六世紀中頃に安芸国の国人領主吉川氏の当主であった興経が引退し、毛利元就の次男の元春が興経の養子として吉川氏の家督を相続する経緯については、従来、瀬川秀雄氏<sup>(1)</sup>や河合正治氏<sup>(2)</sup>が定説を形作ってきた。その内容は、おおよそ次のとおりである。

### 瀬川秀雄説

「興経は攻城野戦の勇将で、外に在って活躍してゐたので、其内政は」「大塩右衛門尉に一任して顧みなかった。」その重課税等により「領民は困窮に悩まされ、其政治は漸く紊乱するに至った。」そこで、吉川経世・森脇祐有等は「大塩」「右衛門尉父子を殺戮し」、「与谷城に決死籠城した。」そして、「吉川氏と重縁の関係にある毛利氏より、元就の二男元春を迎へ、興経を隠居せしめて、其後を継承せしむること」とし、元就もこれを受諾した。

天文十五年（一五四六）、興経は「有田の地を隠居分として分譲し、与谷を以て其城地に充つこと」を「希望していたが、「四囲の事情を酌量し、遂に元春を養子として迎へ、自分は隠退することを承諾した」。

翌十六年七月、興経は経世をとおして下本地などを隠居所とするなどと要求した。しかし、毛利元就はこれを「斥け」、「興経隠退後は毛利氏の領内に移住すべきこと」などの「代案」を記した「隆元・元春と連署の起請文を認め」た。興経はその「代案」を受け入れることとし、「誓書を元就・隆元・元春に認めて」「三氏に対し異心を挟まざることを誓約した。」同年閏七月には、「吉川経世・吉川経好・今田経高の三人」と「元就・隆元・元春は誓書を」交わし合「互いに他意なきことを誓約したので、」興経は天文十六年（一五四七）八月「十数人の家臣を従へ、家城小倉山を出て、布川に隠退した。」

「元就は猶万一を慮り、元春をして新荘に入城することを許可しなかつた」が、吉川家臣の知行替えや元春家臣の知行宛行を行い「不慮の変事に備へた」後、吉川経好からの入城要請を受け、天文十九年（一五五〇）二月「三十六人の家臣を従へ新荘に入城した。」興経は布川より新荘小倉山城に参入して、賀辞を呈し、且父祖伝来の家什重宝を元春に譲渡した。」

元就は「興経を現在の状態に於て放任することは、禍根を将来に残す」と考え、熊谷信直・天野隆重らに「天文十九年九月廿七日不

意に布川の居館を襲撃」させ、肃清した。

### 河合正治説

瀬川説とほぼ同内容であるが、若干の異同がある。

天文十二年（一五四三）、出雲国から帰国した大内義隆は、富田月山城に逃げ込んだ「吉川興経の伝来の所領を、すっかり元就に与えた。しかし、元就は大内氏にとりなして、興経が吉川氏当主として富田月山城から帰国することを許した。これはおそらく、吉川氏の留守をし行政の実権を握っていた興経の叔父吉川経世と、宿老森脇祐有から懇願されたためであろう。」「興経は軍事では優れた武将であつたが、「行政の実権を」吉川経世・森脇祐有「から奪い寵臣の大塩氏に任せてしまったので、この兩人から強い反発をかつた。」

「経世・祐有らは大塩氏を討取り、吉川領南部の寺原の与谷城に立てこもり興経に対抗した。」「天文十五年七月ころから、経世・祐有らの側から興経を隠退させ毛利氏から元春をその養嗣子に迎える案が出された。これは当面には元就が受身のようにみえるが、裏面では相手方の家中を二分させその間隙につけ入るといふ、かれ得意の調略を吉川氏内部にも実行していたのであろう。翌年二月には興経も元春を養子に迎えることを承諾させられるが、毛利側が次第に厳しい条件を出したため、両家間に契諾が成立したのは同年閏七月であり、その翌月には興経は本拠の小倉山城を退去し、毛利領内の布川に幽閉の形で隠居させられてしまう。元春は天文十七年六月にはまだ吉川氏領に入部していなかったが、すでに吉川氏当主とし

てその家臣らを率いて備後神辺城の攻撃に加わっている。」

天文十八年、「元就は元春・隆景を伴って山口を訪問した。」このとき「元春・隆景の吉川・竹原小早川氏養子相続などが承認された」。

翌天文十九年二月、「元就はそれまでに吉川氏家臣らの知行替を注意深く行なつて後、毛利家譜代の家臣から」「三十六人を随従させて、元春を大朝新莊の小倉山城に入城させる。それでも前主の興経が生存しているうちは不穩の種がたえないと考え、興経が服従の起請文を差出しているにかかわらず、同年九月布川の居館を襲撃させ、興経とその子千法師を殺害しその血統を断っている。」

その後、『千代田町史』の編纂が進み、「毛利氏の発展と吉川氏」<sup>(3)</sup>について執筆した河村昭一氏は、前述の瀬川説・河合説の基になった『陰徳太平記』等、後世に編集された史書の類「の伝える興経追放劇」を概観し、「大塩の話はあまりにも作為性が強く、そのまま信じることはできない」が、「興経と経世ら宿老の間に対立があつたことは十分考えられ」、「興経の方針をめぐって、家臣の中に」「興経支持派と、経世・森脇祐有ら反興経派の対立が生じた」とした。しかし、「興経から元春への相続を、単なる吉川家の内紛の結果とのみ考えるのも正しくなからう」として「興経隠居↓元春相続のシナリオには、毛利側によつて描かれた側面もあつた」とし、その経緯を次のように見直した。

## 河村昭一説

「吉川経世らと毛利元就の交渉がいつごろから始まったのかはよくわからないが、」天文十五年（一五四六）「七月ごろにはかなり具体的な内容まで及んでいた。」この時、吉川氏重臣らは「興経の隠居地」として有田、「隠居分として」「与谷城に付属する所領」を要求した。「これらの提案が興経の同意を得ていたかどうかはわからないが、翌十六年二月「までに興経は経世らの要求を受諾し、かつ毛利家と経世らの間でも一定の合意が成立していた」。「しかし、その後も交渉が続けられ、七月十三日には吉川経世から毛利側に「隠居分として」下本地などを要求している。「興経退城・元春入城の手順、興経に与える隠居分をめぐって両家の主張が一致していなかった」のである。

「このあとすぐに毛利側は、元就・隆元・元春父子三人の起請文によって「興経の毛利領隠居等について提案し、「興経は七月十九日、血判起請文によって毛利側の示した条件を受諾、誓約し」、「翌閏七月には、交渉の実務に当たった吉川経世・同経好・今田経高の三人が、やはり血判起請文を毛利家に提出して、異心なきことを誓っている。」興経の隠居地は結局深川とされ、八月一日、手島内蔵允らのおそらくの家臣に伴われて新庄を後にしたと『陰徳太平記』はいう」とする。

「九月になって、元就は大内氏に対して、おそらく吉川家から日山城を受け取る際の立会人の派遣を要請したのに対して、安芸佐東郡あたりにいたと思われる笠井帯刀左衛門尉らが送られた。こうし

て興経の隠居、元春の吉川家相続の手続きが完了した。同十八年「四月には、正式に大内氏から元春の吉川家相続が承認され」たが、元春は「吉田を離れず」「十二月から翌十九年正月にかけては吉川経好との間で起請文を交換して協力関係を確認」し、「万全の環境整備をしておいて、同年二月、ようやく元春は日山城にやってきた。」

「二一歳になっていた元春は、すでに熊谷信直の息女と結婚しており、養子といても、実態は毛利家による吉川家の吸収に他ならなかった。」「元春が日山城に入城すると、同年九月、元就は深川に熊谷信直（元春の舅）らを送り興経・千法師父子を殺させた。」

これらの従来説に共通するのは、次の六点である。

- ① 吉川氏では、当主の興経と重臣の吉川経世・森脇祐有らが対立し、経世らは毛利元春に家督を相続させることとし、与谷城に籠った（吉川家中の分裂）。
- ② 天文十五年（一五四六）七月、吉川氏は興経の隠居所として有田などを毛利氏に希望した。
- ③ 翌十六年（一五四七）七月、吉川氏は興経の隠居所として下本地などを希望した。
- ④ 同年八月までには、興経の引退、元春の相続という契約が締結され、程なく興経は本拠城から下りて深川（布川）へ転居した。
- ⑤ 「不慮の変事に備へ」「万全の環境整備をして」天文十九年（一五五〇）二月になってようやく元春は本拠城に入城した。
- ⑥ 同年九月、興経らは殺害された。

このうち⑥については、天文十九年九月二十七日が興経の命日と考えられる(後註56)ので、興経・清は史実と考えるが、その他については納得のいかない点が多々ある。例えば、①では、森脇祐有は興経とともに本拠城にいたと考えられるし、②の根拠史料(後掲史料1)と③の根拠史料(後掲2)は、同じ天文十五年七月のものと思われる。最も問題なのは④で、興経は天文十九年正月まで本拠城を離れなかったと私には考える。なお、この本拠城については、瀬川説・河合説が小倉山城とするのに対し、河村説では私が執筆した『千代田町史』の「日山城下町の構造」<sup>(4)</sup>の記述を根拠として日山城とし、意見の対立が見られる。そこで、本稿では、改めて吉川興経の引退と毛利元春の吉川家相続の背景と経緯について考えてみたい。

## 1 家中分裂の背景と経緯

ここでは、吉川家中が分裂するに至った背景と経緯をまとめておきたい。天文十年(一五四一)正月、尼子詮久軍が安芸国吉田から退却して郡山合戦が終結すると、大内氏方軍勢は、四月初頭に尼子氏の後盾を失った厳島神主家を、五月前半に同じく安芸国分郡主武田氏を滅ぼす<sup>(5)</sup>。郡山合戦で尼子氏方として在陣した吉川氏は、次は我が身かと戦々恐々としたと思われる。八月下旬に大内義隆は金山城(広島市安佐南区)から「三入」の観音寺(同安佐北区)へ陣替えし、越年する<sup>(6)</sup>。おそらくこれまでの間に、吉川氏では大内氏に対し詫びを入れ、恭順な態度を

示し、大内氏陣営への復帰と当知行安堵を懇願したと思われる。

大内氏は、この機会に尼子氏攻めに転じることを決めると、天文十一年(一五四二)二月に陶隆房ら重臣層を「新庄西禅寺」へ「陣替」させる。西禅寺は吉川氏の本拠小倉山城に隣接する吉川氏の菩提寺である。吉川氏では、彼らを精一杯もてなして許しを請うたであろう。翌三月、地ならしを終えた陶氏らは「出羽二山」(島根県邑南町)へ「陣替」し、翌日には大内義隆自らが西禅寺へ「陣替」する。吉川氏では更に最大限のもてなしを行い、恭順な意を表したと思われる。義隆は、尼子氏攻めの戦力として吉川勢を動員するためであろう、翌閏三月に大朝・新庄・北方(北広島町)の知行を安堵した<sup>(7)</sup>。

また、毛利元就が吉川氏へ返還しないように訴えた寺原(同町)の与谷城については大内氏方が接收することとし<sup>(8)</sup>、同年六月、吉川氏が「無二之忠節」を尽くすことを条件に、寺原の領有を吉川氏に安堵したのであった<sup>(9)</sup>。

こうして、吉川氏は当知行安堵を獲得し、大内軍に加わって出雲攻めに進発した。興経は、七月に安芸国衆平賀氏の軍勢とともに陶隆房の「御老所」として出雲国「赤穴せとの山」を攻撃し、「平原」で越年、三月から富田城攻めに加わった<sup>(10)</sup>。しかし、この富田城攻めで再び尼子氏方となるのである。

命からがら退却した大内義隆は、天文十二年(一五四三)八月十八日付けで「吉川所帯」を毛利元就に与えた<sup>(11)</sup>。大内氏による吉川家没収・取り潰しである。これにより、毛利氏は大内氏陣営にいる限り合法的に吉川家を奪うことができることとなった。

しかし、この大内氏の処分にかかわらず、現実には吉川家は存在していたのであり、この危機的状況下においてどのように振る舞うかが、吉川氏の最大の課題であった。この処分を容認し泣き寝入りすることは滅亡に他ならないので、吉川氏として取るべき道は、このまま尼子氏陣営にとどまり敵対を続けるか、大内氏陣営に再び転じて処分撤回を求めるか、二つに一つであった。

当主興経を補佐・後見する「隠居」<sup>(12)</sup>の祖父国経が健在であった当初においては、毛利元就の妻（戒名成室妙玖）となっていた国経の娘（興経の叔母）を通じて毛利氏と協調し、毛利氏による吉川氏の吸収・併合を防ぎつつ、近い将来における処分撤回を求めていると思われる。そのため、毛利氏もすぐさま吉川氏の掌握には乗り出さなかったであろう。

しかし、天文十三年（一五四四）五月以前に国経が死去すると、興経は、毛利氏と決裂し尼子氏方の旗幟を鮮明にして、郡山合戦の戦後処理の一環で奪われた与谷城に替わる山県表侵攻の拠点として日山城を築き入城する。「隠居」の死により権力を一元化した興経は、大朝新荘と山県表との境目にある火野山に築城することによって、山県表で勢力が拮抗する毛利氏を攻撃する意思を表明したのである。

これを受け、毛利元就は、先の大内義隆宛行状を根拠として「吉川所帯」の実効支配に向けて乗り出したものと思われる。事前に陶隆房を通じて大内氏に伺い「同心」を得る<sup>(13)</sup>と、妻を通じて吉川氏親類衆で「役人」<sup>(14)</sup>の地位にあった吉川経世（国経の三男<sup>(15)</sup>。興経の叔父）と交渉したと思われる。程なく元就の妻は死亡する<sup>(16)</sup>が、吉川経世らは父国経の遺志を継ぎ、毛利氏との協調路線を進むべきとして反興経の立場を

取り、与谷城を拠点として毛利元就・成室妙玖夫妻の次男元春を擁立する。こうして吉川家中が分裂したのである<sup>(17)</sup>。

天文十五年（一五四六）頃に吉川家中が分裂していたことを示すのが、次の史料1である。

#### 史料1（吉川家文書四二三）

〔端裏書〕  
「天文十五

七月六日」

手日記

- 一 火野山わたし申候て、其まゝ二郎殿御座候て可然候事、付、や  
かて御帰など候て、其方此方合番衆候てハ、けんくわなど何  
も不可然候事、
- 一 彼山たゝかへハ、世上の沙汰にハ、吉河家をわたすと申候へ共、  
城をおひおろされたと申事、人めしち不可然事、
- 一 ゐんきよふん事、無御座候てハ無曲事、
- 一 彼時儀万相調候辻以、与谷之事和泉守進退之事早々可被仰付事  
申迄なく候へとも、御わすれ候てハとの申事、
- 一 御ゐんきよの在所、何かたと可申事候哉、相調候者、それへす  
くに治部少輔可罷事、在所ありた、
- 一 与谷在城分ゐんきよふんに可給事、是ハ城もたすのとき也、
- 一 寺原へ退衆、寺原より此方へ退衆、やうく帰事、  
是ハすみたる事なり、
- 一 興経若子、もりの二郎にあひすむ事、

一 二郎殿子とも出き候ハヽ、興経女子いてき候ハヽ、ゑんに申あ  
わせ候事、

内容は、次のとおりである。(箇条書きを順番に①～⑨とする。)

- ① 「火野山」を元春に渡してそのまま元春が在城するのがよい。やがて元春が吉田へ帰って「其方」「此方」が合い番を務めて喧嘩など起こるのはまずい。
  - ② 火野山で戦いが起こると、世間では、興経が元春に「吉河家」を渡すといひながら、「城」を追い下ろされてしまったのだとの評判が立つてしまい、実にまずい。
  - ③ 隠居分がないのはまずい。
  - ④ これらの条件が全て調つたら、与谷城は森脇祐有が「進退」すること、早々に(毛利氏から)お命じになること、言うまでもないことであるが、お忘れになってはいけないと申すこと。
  - ⑤ 興経が隠居する在所はどこがよいと言うべきか。調整がついたら、そこへすぐに興経が向かうこと。有田はどうか。
  - ⑥ 「与谷在城分」を「隠居分」として興経に与えてほしいこと。これは興経に与谷城を持たせる場合。
  - ⑦ 寺原(与谷城)へ退いた衆・寺原から「此方」へ退いた衆は、それぞれ帰還すること。
- 既に調整済みの事項
- ⑧ 興経の若子の千法師は、元春と一緒に住むこと。
  - ⑨ 元春に男子が、興経に女子が、それぞれ出生したら結婚させること。

⑦に「寺原へ退衆、寺原より此方へ退衆」とあるように、天文十五年(一五四六)七月段階に、吉川家中が「寺原」と「此方」へ分裂していることが知られる。「此方」とは、この文書の筆者が所属する集団で、①から分かるように日山城に籠城し、⑤・⑥で興経の隠居分や隠居城の要望を代弁していることから、興経与党のことである。史料2で後述するが、森脇祐有(和泉守)がこの代表と思われる。「寺原へ退衆」とは与谷城へ籠城した勢力のことで、①にあるとおりの元春が相続して日山に在城すると家中の分裂が収束して「其方此方合番衆」となることから、反興経派のことである<sup>18)</sup>。

したがって、この文書は、興経とともに日山城に籠城した興経与党が、興経の政策に反対して与谷城に籠城した反興経派と協議・交渉するためにしたためた「手日記」(メモ)と言える。①によると、興経与党も元春が興経の跡を継承することを既に認めている。家中は分裂しているが、既に収束に向けて動き出していたのであった。

なお、①・②によると、興経が「火野山」の「城」を下り、「吉河家」を相続した元春がその「城」へ入るといふことがわかる。「火野山」を渡すことは「吉河家」を渡すことと同じ意味であり、既に日山城が本拠城であることは明らかである<sup>19)</sup>。

興経与党と反興経派が協議・調整し、その結果、毛利氏に提示したと考えられるのが、次の史料2である。



史料2（吉川家文書四二二）

条々

- 一 二郎殿何時も御入城可為本望之事、渡申候てハ何と成共可被仰付事、
- 一 ゐんきよ所之事、下本地三百貫、後有田、上本地廿五貫、以上此前申事、
- 一 興経より前二和泉守下城之事、

以上

経世（花押）

七月十三日

与三右衛門尉殿  
（井上元景）

三郎右衛門尉殿  
（兎玉就忠）

藤右衛門尉殿  
（栗屋元俊）

これは、吉川興経の叔父の経世が、毛利隆元の側近井上元景（後に元有）・元就の側近兎玉就忠・元春の側近栗屋元俊の三名に宛てた文書である。一か条目で元春の日山在城と家中統制の依頼を行い、二か条目で興経の隠居所の希望、三か条目で興経の前に森脇祐有が日山から下城することを述べている。史料1の①が一か条目に、③・⑤・⑥が二か条目に、④が三か条目に姿を替えて毛利氏側に示されたのである。つまり、吉川家中の興経与党と反興経派の協議・調整の結果が史料2と推定されるのである。史料1の②に相当する箇条が史料2にないことは、吉川家中ではこのような沽券に関わる事項も本音で協議できるが、吉川・毛利という国衆間となると、たとえ重縁のある両家であっても文字にして示すこ

とが憚れたのではないかと考える。

従来、史料2は、天文十六年七月に交わされた毛利氏と吉川興経の起請文<sup>20</sup>に関連付けられたためか、『大日本古文書 吉川家文書』の編者によって年代が「天文十六年」に比定されてきた。しかし、その内容は上述のとおり史料1に対応しているものであり、年代は史料1の端裏書の年代に従うべきと思う。つまり、天文十五年（一五四六）七月六日に興経与党の案がまとめられ、これを基に反興経派との協議が進められ、一週間後の十三日に反興経派の吉川経世によって吉川氏としての意見がまとめられて毛利氏側に提案されたと考える。

次に、史料1で既に調整済みの事項とされた⑧・⑨について、史料2では全く触れられていないことや、史料1の④で興経・元春契約が万事調ったら与谷城を森脇祐有が「進退」するよう毛利氏から命じることの確実な履行を興経与党が求めていることから、天文十五年七月よりも前に吉川・毛利両氏間で興経・元春の契約についての協議が始まっており、その段階で既にこれら三つの事項については合意に達していたことがうかがわれる。

そして、前述したように、天文十五年七月段階には、興経与党・反興経派ともに興経の跡を元春が継承することについて合意していることが知られ、両者の争点は興経の隠居所をどこにするかということであった。興経与党が有田を望んだのに対し、反興経派は有田に隣接する下本地・上本地と後有田を提示したことから、当時有田を領有した吉川家中の勢力<sup>21</sup>が反興経派に属していたと思われる。

有田は、永正十二年（一五一五）に毛利・吉川両軍が攻略し、毛利興

元から吉川元経（興経の父）に与えられ<sup>(22)</sup>、以後吉川氏が領有していたと考えられる。下本地・上本地は、郡山合戦の戦後処理により、天文十一年（一五四二）以降は毛利氏勢力下に帰属した<sup>(23)</sup>。後有田も同様に、毛利氏領であった<sup>(24)</sup>。

これらのことから、興経与党が吉川氏領内での隠居所を提案したのに対し、反興経派は毛利氏領内での隠居所を提案し、両者で協議した結果、吉川氏としては毛利氏領内で要求することになったと考えられる。このことは、史料1の②の「吉河家をわたす」と言いながら「城をおひおろされた」との評判を、反興経派も「不可然事」と認識していたことを示すものである。反興経派は、吉川家を毛利元春に相続させることと引き換えに、「山県表」の毛利氏領の一部を興経の隠居所に割譲することを要望したのである。また、史料2の三か条目は、森脇祐有が単に日山から下城することを約束しただけでなく、これを示すことで史料1の④で毛利氏に履行を求めた与谷城受け取りの意思を示したといえるであろう。なお、興経当主期の行政的・統治権的支配に当たる吉川氏の「役人」は吉川経世と森脇祐有であった<sup>(25)</sup>。史料2の三か条目から森脇祐有が興経とともに日山城にいたことは明らかであり、史料2を発出した吉川経世が史料1の「寺原へ退衆」のリーダーであったと推定される。家中の分裂は、直臣団を代表する「役人」の森脇祐有が当主興経側に付き、親類衆を代表する「役人」の吉川経世が反興経派を牽引することにより明確化し、親類衆・直臣団が各自この両派のいずれかに分かれたと考えられるのである。

## 2 家中分裂の収束 ― 「興経元春契諾」 ―

ここでは、分裂した家中がどのようにして収束したのか、具体的には吉川興経と毛利元春との養子契約がどのように締結され、元春がどのように吉川家を継承していくのか明らかにしたい。

毛利元就の次男元春が吉川興経の「養子」となる契約の交渉は、反興経派と毛利氏との間では先述したように天文十四年（一五四五）から開始されていたが、興経（とその与党）と毛利氏との間では天文十五年（一五四六）に始まり、翌年二月十一日以前に内定していた<sup>(26)</sup>。しかし、肝心の興経の隠居所や隠居分は定まらないままであった。同年七月、毛利氏は、元春の新庄居住（日山入城）と興経の「愚領御出」（毛利氏領移住）を要求し、「御隠居分」として「所帯」を与えること、その「所帯」は「興経御一代之後」に「千法師殿」へ与えること、「防州」（大内氏）や「備後」（山名氏）に身柄を渡さないことを約束した起請文を興経に提出した<sup>(27)</sup>。

興経は、同十九日付けで、「元春契約」（元春の家督相続Ⅱ日山入城）と引き換えに「御領中居住」（毛利氏領移住）を約束し、「元春・隆元・元就」に対しいささかも「別儀悪心」を抱かないことを起請文で誓っている<sup>(28)</sup>。史料1・2のとおり、吉川氏側では、興経与党が興経の隠居所として山県郡内の有田を希望し、反興経派と調整した結果、有田周辺の下本地・上本地・後有田を毛利氏に要望した。おそらくその後の毛利氏との協議の中でも、下本地などをはじめとする山県郡内の毛利氏領で調整していたと思われる。毛利氏からの毛利氏領移住の提案を受けた吉

川氏側では、これら山県郡内の毛利氏領を想定し、その結果「御領中居住」を承諾したと思われる。

さらに、翌閏七月二十二日には、吉川経世・同経好（経世の長男）・今田経高（経世の次男）の三名が連署して、「興経元春契諾」が全て調ったことを慶び、この上は「元就様・隆元様・元春様」に対し少しも「別儀悪心」を抱かないことを起請文で誓っている<sup>(29)</sup>。毛利氏では、同二十五日付けで元春・隆元・元就が連署して、「興経元春御契約」が「御調法」により調ったことを感謝し、今後いささかも「別儀」のないことを誓う起請文を返信している<sup>(30)</sup>。

これら四通の起請文の交換によって、興経（とその与党勢力）及び反興経派を併せた吉川家中全体と毛利氏との間で、興経の養子として元春が吉川家を相続するという契約が正式に締結されたのであった。従来、これによって、興経が下城し毛利氏領深川（布川）に移ったと言われてきたが、それを裏付ける確実な史料はない。契約締結の段階ではまだ興経の隠居所は定まっていなかったから、興経の日山下城はあり得ないし、元春の日山入城も果たそうにも果たせないのが現実であった。

契約締結の三日後の閏七月二十八日、元春と父元就が連署して、朝枝残六（孫六カ）の「当給地」を安堵する「一行」が発出され<sup>(31)</sup>、以後年内に知行安堵・宛行の両名の連署状が三通確認される<sup>(32)</sup>。家臣に対して一行状を發して知行安堵・宛行を行うのは当主（家督）の権限である。契約締結を機に、元春は、父毛利元就のバックアップを受けて、吉川家政をスタートしたのであった。

翌天文十七年（一五四八）、元春は、家臣団を引き連れて大内氏による

備後国神辺攻撃に参戦すると、家臣に対し感状を發している<sup>(33)</sup>。また、大内氏に対して手負注文を提出し、義隆から軍忠を賞されている<sup>(34)</sup>。大名の軍勢催促に応じて家臣団を率いるとともに、家臣に対して感状を發給するのは当主（家督）の職権である。このように、元春は、宛行状・安堵状・感状といった判物を發給したり軍事指揮を行ったりして、内政と外交・軍事の実績を作り、吉川家相続の事実を家中の内外に示していたのである。

翌天文十八年（一五四九）三月、元春は弟の小早川隆景とともに父毛利元就に連れられて周防国山口を訪問し、五月まで滞在する<sup>(35)</sup>。元春の吉川家相続と隆景の竹原小早川家相続について、大内氏から承認を受けるためである。四月二十二日、元春は「吉川家督」を認められるとともに、吉川氏家督の官途である「治部少輔」の任官を推挙される<sup>(36)</sup>。このとき家督相続が承認されたのは、吉川氏の他に笠間氏・出羽氏があった<sup>(37)</sup>。いずれも安芸国・石見国に本拠を有する国衆である。大内氏によって取り潰された安芸国衆吉川家であったが、このとき「復活」を果たしたのである。

なお、この「復活」は、従来と同じ安芸国衆吉川氏の復活ではなかった。このことについては、「むすびにかえて」で述べる。

大内氏による吉川家没収という処分撤回を果たした吉川氏の次の課題は、平和的な本拠城の受け渡し、すなわち興経の日山下城と元春の日山入城である。先述したとおり、興経は天文十六年（一五四七）の「興経元春契諾」締結後も下城せず、約二年半にわたり日山城に居座っていたのである。

史料3 (吉川家文書四二九)

(前略)

就少輔次郎殿吉川契約之儀、御申之趣、具逐披露候、仍火山可被請取事、尤肝要候、然者暫時人数事、被仰請度之由候、從爰許被差上候者、可遅々候之間、笠井帯刀左衛門尉以下可登城之由申遣候、被得其心可被仰談候、委細常楽寺申候、恐々謹言、

九月九日

(小原) 隆言 (花押)

(青墨) 隆著 (花押)

(陶) 隆満 (花押)

毛利右馬頭殿  
御返報

この史料は、大内氏の奉行人三名が毛利元就からの要請に応え、「火山(日山城)を受け取るための「人数」として、「笠井帯刀左衛門尉以下」に登城を指令し、元就に彼らと相談するように伝えたものである。元春の吉川家相統が契約済みにもかかわらず、大内氏の軍勢の派遣を受けて日山城を受け取ろうとするのは、未だ元春が入城していないこと、すなわち興経が下城していないことを示している。前述のとおり元春の「吉川契約」は天文十六年(一五四七)閏七月頃に締結され、以後元春が家督としての実績を内外にアピールしていき、天文十八年(一五四九)四月に大内氏が元春の「吉川家督」を承認したのであった。家督の相統と本拠城の継承は同義<sup>38)</sup>であるから、元春の日山城受取のために大内氏が増勢するというのは、天文十八年四月の大内氏による家督相統承認後のことと思われ、この文書は天文十八年九月に書かれたと推定される。

毛利氏は、こうした大内氏とのやり取りも吉川氏側に提供して圧力をかけ、興経に下城を迫ったと思われる。そして、翌天文十九年(一五五〇)二月までに元春は「新庄」(日山)入城を果たす<sup>39)</sup>。したがって、天文十八年九月から翌年正月までの間に、興経は下城したのである。この間にどのような動きがあったのか、吉川経好という人物に注目して考えてみたい。

吉川経好は、吉川経世の長男であり、興経とは従弟の関係にある。弟の今田経高が「乙酉」(大永五年(一五二五))生まれ<sup>40)</sup>なので、経好はこれ以前の誕生である。ちなみに興経は、享祿四年(一五三一)正月頃に元服したと思われ<sup>41)</sup>、数え十五歳の元服とすれば永正十四年(一五一七)の誕生<sup>42)</sup>となることから、おそらく経好は興経よりも少し年下の従弟として共に成長したと考えられる。

史料4 (吉川家文書四三五)

謹言上仕候、抑忤存分申上、御意被下候、猶心底不致偽口才可申上候、殿様寄茂不被置御心、御意可被下候、縦親兄弟子候者二ても候へ、

元春様対於致筋目相違ハ、不可存同意候、此旨於偽者、日本国大小神祇、別当国巖島両明神、八幡大菩薩可罷蒙御罰者也、仍如件、

天文十八年 式部少輔

十二月七日 経好 (花押血判)

進上 栗屋藤右衛門尉殿

史料5 『萩藩閥閥録』巻一四〇〈市川三右衛門〉1ほか<sup>(43)</sup>

就其表元春可罷越之儀、存分之通以神文承候、对元春於別儀衆者、親兄弟成共不可有同心之旨承候、本望候、然上者大小事頼存候、經好無表裏候者、我等事一切不可有別心候、若此儀偽候者、日本国中大小神祇・八幡大菩薩・祇園牛頭天王・巖島両大明神可罷蒙御罰者也、仍状如件

天文十九

正月十二日

元春御判

元就御判

吉川式部少輔殿

史料4は、天文十八年（一五四九）十二月七日付けで吉川経好が粟屋元俊を通じて元春に提出した血判起請文である。この前日、父経世は粟屋元俊ら三名に対し手紙をしたため、毛利氏から「御書」により指示された内容に従うこと、「ちひやう」（持病）を患ったため「祇候」できないことを伝えている<sup>(44)</sup>。天文十三年（一五四四）の国経の死去以降、毛利氏との交渉・調整は経世が中心となっており、これ以降経好が父経世に代わって行ったと考えられる。もちろん、経好は父経世に報告・相談はしていたと思われる。

経好は「忤存分」を申し上げて「御意」を頂戴したが、なおも本心を申し上げること、「殿様」からも心置きなく命じてほしいこと、たとえ「親兄弟子」であっても「元春様」に対し「筋目相違」を致す者には「同意」しないと述べ、元春を決して裏切らないことを誓う。そして、十二月十

八日に井上元有・児玉就忠・粟屋元俊に宛て、十日を過ぎても「殿様」より「御返事」がないので、先の「神文」の「御披露」を依頼し、「文言」が「悪敷候」わば書き直すとまで伝えている<sup>(45)</sup>。

これを受けて、翌天文十九年（一五五〇）正月十二日、元春が父毛利元就とともに経好に宛てたためた起請文が、史料5である。この中で、元春の「其表」移住（日山入城）についての経好の「存分」を記した「神文」を受け取ったこと、元春に対し「別儀」の衆は、たとえ「親兄弟」であっても「同心」しないということを承知したこと、「大小事」を頼むこと、「経好」に「表裏」なければ「我等」も一切「別心」ないことを誓う。こうして、吉川経好と毛利元就・元春父子との盟約が成立したのである。この起請文の交換によって、史料4の経好の起請文の「忤存分」が元春の日山入城についてのことであったことが知られる。そして、同年二月六日までに元春は「新庄御入部」を果たしている。同年正月十二日から二月六日までの間に興経の日山下城と元春の日山入城が行われたとさらに絞り込むことができ、これに経好が関与したことは間違いない。

興経の死後、経好は「安芸之市川邑」へ「蟄居」し「市川経好」と名乗る<sup>(46)</sup>といわれているが、前述のとおり経好と毛利氏との盟約のもとに興経の下城、元春の日山入城が果たされたのであるから、「蟄居」はありえない。事実、市川経好は、天文二十一年（一五五二）七月の備後国志川滝山城攻撃に加わっている<sup>(47)</sup>。天文二十二年頃に行われた毛利氏の「具足さらへ」（動員力確定作業）<sup>(48)</sup>では、福原貞俊の百四十両、桂元澄の六十両、山中衆・和智元俊の五十両、志道元保の三十五両、粟屋

元真の三十二両に次ぐ二十五両を、長屋小次郎・内藤殿・坂広昌とともに負担することとされている<sup>(49)</sup>。福原貞俊・桂元澄・志道元保・長屋小次郎・坂広昌は毛利氏の親類衆であり、山中衆もその可能性が高い<sup>(50)</sup>。粟屋元真は譜代家臣、内藤殿は中郡衆であり、和智元俊は国衆和智氏出身であろうか。

このように、市川経好は毛利氏の最有力の親類衆らに次いで、長屋氏・坂氏・内藤氏と同等の軍役を果たす存在として毛利氏家中に加わったのであり、その軍役は、経好が吉川氏家中において親類衆として果たしていた軍事力によって務められたと推定される。経好は毛利氏の命により大朝本莊大塚の平城<sup>(51)</sup>から毛利氏領の市川<sup>(52)</sup>へ自らの家臣団を引き連れて転居したと考えられる。史料4で、「殿様」からも心置きなく命じてほしいと述べ、元春を決して裏切らないと約束した経好にとって、毛利氏の命令に従わないという選択肢はなかった。

経好の転居の時期は、興経の死後ではなく、経好と毛利氏との盟約締結直後の蓋然性が高い。そして、経好の転居に合わせて、毛利氏は興経にも毛利氏領深川<sup>(53)</sup>への転出を指示したと思われる。既に天文十六年(一五四七)七月に興経は元春の吉川家相続と自らの毛利氏領移住を承諾していた。同十八年四月には大内氏も「吉川家督」を元春に安堵していたし、同九月には毛利氏による日山城の受取に大内軍も加勢することとなり、その情報は吉川氏側に提供されていたと推測される。興経にとっては、もう既に「外堀」をすっかり埋められていたのである。

そして、経好が自らの軍事力を維持したまま市川へ転出するのと同様に、興経も吉川氏の「隠居」としての軍事力を率いて深川へ転出するこ

とが認められたのではないかと思う。史料1の②で、興経が元春に「吉河家」を渡すといひながら「城」を追い下ろされてしまったのだとの評判が起ることを、吉川氏家中は恐れていた。前述したように、それを防ぐため、反興経派も毛利氏領での興経の隠居所を望んでいた。深川は吉川氏領から遠く離れた土地であるが、興経が前当主「隠居」として堂々と下城することを毛利氏から認められたのであれば、興経と興経与党、そして反興経派も、毛利氏の指示に従って深川転出を受け入れたと思われる。

こうして、吉川氏では、史料2のとおり森脇祐有がまず日山から下城し、代わって吉川経世・経好父子が入城したと思われる。次いで、経好は興経とともにそれぞれ軍勢を引き連れ下城して毛利氏領へ転出した。そして、元春が吉田から直臣団を引き連れて日山入城を果たしたのである。

日山入城後の二月十六日、元春は単独で吉田から召し連れた直臣団に対し知行を宛行う<sup>(54)</sup>。また、元春は三月三日付けで森脇祐有に対して史料5と同内容の起請文を提出する。これは史料4の吉川経好起請文と同内容の「神文」を森脇祐有から受けてのことであった<sup>(55)</sup>。これによって、森脇祐有と吉川元春(毛利氏)との盟約が締結されたのであった。

こうして元春と毛利氏は、興経与党のリーダー森脇祐有と反興経派のリーダー吉川経世の後継者吉川経好の両人と盟約を取り交わすこととなり、興経を孤立させることに成功した。そして、毛利氏は、井上衆を誅伐した天文十九年七月に続き、九月二十七日に興経を肅清したようである<sup>(56)</sup>。

経好は、この後「毛利氏の命をうけて吉田から派遣され山口在番の任に」当たり<sup>(57)</sup>、毛利氏の領国支配を支える。経好と毛利氏との盟約を踏まえるならば、経好は毛利氏の命令に服することで、毛利氏から自らの生存が保障されたのであり、それゆえ毛利氏は経好の忠節を試す狙いも込めて占領地である周防国山口へと派遣したのであろう。

経好の父経世は、興経下城・元春入城後の天文十九年四月、粟屋元俊に起請文を提出し、「総領」（元春）を重んじることを誓っている<sup>(58)</sup>。数年後のことであるが、経世は毛利氏に対し「愁訴」をしたようで、元就は「妙玖へ之御届」「妙玖へ之御志」として善処することを隆元に指示するとともに、森脇祐有も「是又忠之者」「此方へ忠儀之真中之者」と評して、その訴えに対し適切に対応する意向を示している<sup>(59)</sup>。

### むすびにかえて

以上二章にわたって、吉川興経の引退と毛利元春の吉川家相続について、その背景と経緯を時系列に従って見てきた。天文十二年（一五四三）八月、大内氏から「吉川所帯」が毛利元就に与えられ、事実上の吉川家没収・取り潰し処分を受けた吉川氏では、「隠居」の国経が毛利元就の妻となっていた娘（成室妙玖）を通じて処分撤回を目指した。翌天文十三年に国経が死去すると、吉川家中では、処分撤回という国経の遺志を継承する反興経派と、尼子氏方として敵対強化する興経与党とに分裂した。天文十五年頃両派とも吉川家存続のため、毛利元就夫妻の次男の元春に「吉河家をわたす」ことで合意し、両派で調整した結果、興経の隠居所

として毛利氏領内を割譲するよう毛利氏に要求した。天文十六年七月、毛利氏は元春の新庄居住と引き換えに興経の毛利氏領移住を求めるとともに、興経に「御隠居分」として「所帯」を遣わすことを約束した。興経とその与党は同月十九日に、反興経派も翌閏七月二十二日にこれに同意し、共に毛利氏に対し「別儀悪心」を抱かないことを誓った。こうして「興経元春契諾」が調い、以後元春は吉川家政と外交・軍事を行うことによつて吉川家相続の事実を内外に示していった。そして遂に、天文十八年四月大内氏から「吉川家督」が元春に安堵されたのであった。こうして大内氏によつて一度取り潰された安芸国衆吉川家が「復活」したのである。しかし、この「復活」は、従来と同じ安芸国衆吉川氏の復活ではなかった。最後にこのことについて触れ、結びに代えたい。

「吉川所帯」が大内義隆から毛利元就に与えられた天文十二年（一五四三）八月、元春は兄隆元から加冠されて「元」字を拝領する<sup>(60)</sup>。元春は隆元の家臣となったのである。

翌十三年十二月二十日には、元春は叔父の北就勝（元就の異母弟）と「契状」を交わしている<sup>(61)</sup>。就勝は「山手常楽寺」で「出家」していたが、国衆高橋氏滅亡後に元就が呼び寄せ「知行」を与えて「北殿」とした<sup>(62)</sup>。就勝の「知行」とは、国衆高橋氏の所領であった北（現在の安芸高田市美土里町北）のことである<sup>(63)</sup>。就勝は「実子不所持」なので「少知行」を「一期之後」に元春に譲ることを約し、「何事茂悉皆御扶持頼存」じた。一方、元春は、「御知行」の譲与を感謝するとともに、「如此申合候上者、悉皆共可致奉公候」と誓っている。

国衆同士が同年月日に同じ契約内容を起請文に記して交換するのは

「書違」と呼ばれ、室町初期から戦国時代に安芸・石見両国において盛んに用いられたことが、岸田裕之氏によって明らかにされている<sup>(64)</sup>。そして、「戦国時代の書違のキーワードは、「扶助」を得て「奉公」をやる、であり、「対等の関係の国衆二人がお互いに言い合っているのだから、縦の関係においては横の関係をその意味をとらえなければならぬ」と指摘している。

就勝・元春間の「契状」は起請文言がないが、実子のない就勝が（生前も死後も）あらゆることに關して元春の「御扶持」を頼み、元春が「奉公」を致すことを誓い合ったものである。それを取り結ぶのが就勝の「知行」である。したがって、この二つの「契状」は就勝と元春が交わした養子縁組の「書違」であると位置付けられるであろう。こうして元春は、就勝の「知行」のみならず、高橋北氏を継承することになったのである。

そして、天文十六年に吉川家を相続し、同十八年に大内氏から「吉川家督」を承認されたことは上述のとおりである。

つまり、元春は隆元の臣下のまま親類衆の高橋北氏と国衆吉川氏の当主になったのである。天文十九年（一五五〇）正月、元春は日山に入城すると、年末には、毛利元就・隆元から下品地・今田・上品地・春木（いずれも現在の北広島町内）を宛行われ、「忤家中不殘可申付諸役等之事、全可被仰付候」と、毛利氏家中同様に諸役を負担するよう命じられている<sup>(65)</sup>。大内義隆が元春に安堵した吉川家は安芸国衆家には相違ないが、毛利元就・隆元・元春の父子間においては、吉川氏は毛利氏の家臣、より厳密に言えば、当主隆元に最も身近な親類衆であるとの認識であったと思われるのである。

中司健一氏は、志道通良が高橋口羽氏を継承したことは、芸石国人領主連合の中で、「高橋口羽氏という家が、さらには高橋氏という家が形成していた国人領主間の結びつき、そして持っていた情報を継承することを意味する<sup>(66)</sup>」という重要な指摘をしている。元春の高橋北氏の継承も、通良の高橋口羽氏襲家と同様であると思う。高橋氏は大内氏方の芸石国人領主連合の盟主の地位にあった。その高橋氏の一族である北氏は元春が相続したということは、元春が特に大内氏方の芸石国人領主の面々との関係・情報を継承したことを示しているのである。

また、元春は、本稿で検討したように、吉川氏の家督を相続する。吉川氏が歴史的に石見国衆と関係を形成・維持してきたことはよく知られている<sup>(67)</sup>。そして、室町期においては管領細川氏、戦国期においては尼子氏の陣営に属することが多かったため、反大内氏方の芸石国人領主と関係を取り結んでいたのであった。

したがって、元春は、高橋北氏と吉川氏が歴史的に形成してきたネットワークと情報を継承したのであり、それは、地域大名大内氏に与する領主と反大内氏方の領主の両方、つまり全ての領主との関係・情報を獲得したことを意味するのである<sup>(68)</sup>。そして、この後、毛利氏が戦国大名化する、元春は毛利両川としてその一翼を担う。その機能を果たす上で、高橋北氏と吉川氏を継承し、安芸国・石見国における全ての諸領主層との関係・情報を獲得したことは、極めて重要であったのである。



【注】

- 1 瀬川秀雄『吉川元春』（富山房、一九四四年。後に一九八五年にマツノ書店から復刻）三七〜五一ページ。なお、大朝町『大朝町史 上巻』（一九七八年）第四章「中世の大朝町」（久枝秀夫氏執筆）は上記瀬川氏著書とほぼ同内容である。
- 2 河合正治『安芸毛利氏』（新人物往来社、一九八四年）一五三〜一五八ページ
- 3 千代田町役場編集・発行『千代田町史 通史編（上）』（二〇〇二年）二七六〜二八二ページ
- 4 前注3『千代田町史 通史編（上）』三四〇〜三四三ページ（木村信幸執筆）
- 5 『広島県史 古代中世資料編Ⅲ』所収「房頭覚書」一九
- 6 『広島県史 古代中世資料編Ⅲ』所収「房頭覚書」一九、吉川家文書別集五六一
- 7 吉川家文書三八六
- 8 毛利家文書二二一、『広島県史 古代中世資料編Ⅱ』所収「厳島野坂文書」八四
- 9 吉川家文書三八七
- 10 吉川家文書別集五六一
- 11 毛利家文書二五九
- 12 「隠居」の定義については、木村信幸「国人領主吉川氏の権力編成―惣領・隠居・同名を中心にして―」『史学研究』第二二五号（一九九九年）を参照していただきたい。
- 13 吉川家文書二二五五・一二五七
- 14 「役人」の定義については、前注12木村「国人領主吉川氏の権力編成―惣領・隠居・同名を中心にして―」を参照していただきたい。
- 15 系図では国経の三男とするが、次男の「経長」は史料では確認できない。
- 16 『広島県史 古代中世資料編Ⅰ』二二四九「江氏家譜」
- 17 以上の吉川家中分裂までの経緯は、前注12木村「国人領主吉川氏の権力編成―惣領・隠居・同名を中心にして―」、同「安芸国人吉川氏の本拠城―小倉山城と日山城―」『芸備地方史研究』第二二二号（二〇〇〇年）、同「永正末年から天文年間前半頃までの吉川氏と大内氏」『戦国遺文 月報3 大内氏編』第三卷（二〇一九年）を基にまとめた。
- 18 前注17木村「安芸国人吉川氏の本拠城―小倉山城と日山城―」では、「其方」を毛利氏家臣団と理解していたが、反興経派の吉川氏家臣団と訂正する。
- 19 前注17木村「安芸国人吉川氏の本拠城―小倉山城と日山城―」
- 20 吉川家文書四二五・四二四
- 21 元春が日山に入城した後の天文二十一年（一五五二）十一月の有田八幡宮社殿造立棟札『千代田町史 古代中世資料編』二八〇）によると、有田の「代官朝枝加賀守経家」とあり、吉川氏親類衆の朝枝経家が反興経派であったと推定される。
- 22 毛利家文書二五一
- 23 木村信幸「安芸国人吉川氏の山県表占拠について」広島県教育委員会『中世遺跡調査研究報告第四集 史跡吉川氏城館跡に係る中世文書目録』（二〇〇二年）
- 24 前注3『千代田町史 通史編（上）』三〇四ページ（河村昭一氏執筆）
- 25 前注12木村「国人領主吉川氏の権力編成―惣領・隠居・同名を中心にして―」
- 26 吉川家文書四一八・四一九・四二〇
- 27 吉川家文書四二五

- 28 吉川家文書四二四
- 29 吉川家文書四二六
- 30 吉川家文書四二七
- 31 『広島県史 古代中世資料編V』所収「吉川家中并寺社文書」〈朝枝七兵衛家御書御感状御下字等写〉一
- 32 『広島県史 古代中世資料編V』所収「藩中諸家古文書纂」〈石七郎兵衛〉九、同〈森脇純安〉三、吉川家文書別集三二九
- 33 『広島県史 古代中世資料編V』所収「藩中諸家古文書纂」〈石七郎兵衛〉一〇、同〈森脇純安〉四、同「御書感状写」〈森脇七郎左衛門〉二
- 34 吉川家文書五〇七・五〇八。なお、大内氏としては、天文十二年（一五四三）に「吉川所帯」を毛利元就に与えているので、天文十七年の元春の軍事行動は、父元就の命令に従った軍事指揮官としての位置付けであり、吉川家督として認められたものではなかったと思われる。大内氏が元春の吉川家督を承認するのは、天文十八年のことである（後述）。
- 35 『山口県史 史料編 中世1』所収「元就公山口御下向之節饗応次第」
- 36 吉川家文書四三〇・四一〇・四三一。なお、元春が「治部少輔」を自称するのは、日山入城後である。後述するように、興経は、大内氏から元春が家督を承認され治部少輔に推挙されても、治部少輔を名乗って日山に在城し続けたのであった。
- 37 吉川家文書六〇六、萩藩閥閥録卷四三〈出羽源八〉81
- 38 木村信幸「吉川元春館の建設と石之村」広島県教育委員会編『中世遺跡調査研究報告第二集 吉川元春館跡の研究』（二〇〇一年）九ページを参照していただきたい。
- 39 吉川家文書四四二、『広島県史 古代中世資料編V』所収「御書感状写」〈森脇半兵衛〉二
- 40 『千代田町 古代中世資料編』三三〇「今田八幡宮社殿再建立棟札」
- 41 吉川家文書三八二、『広島県史 古代中世資料編V』所収「藩中諸家古文書纂」〈石七郎兵衛〉四
- 42 前注1瀬川著書三七ページによると、天文十九年（一五五〇）の興経の死亡年齢には三十三歳（吉川氏譜）と四十二歳（文化御系図）の二説あるという。これに基づけば、誕生年は永正十五年（一五一八）又は永正六年（一五〇九）となる。享禄四年（一五三二）の元服時の年齢はそれぞれ十四歳・十二歳となり、後者では遅い感が否めない。
- 43 吉川家文書四三七、『萩藩閥閥録』卷三八〈市川七右衛門〉1・同卷一四〇〈市川三右衛門〉1
- 44 吉川家文書四三九
- 45 吉川家文書四三六
- 46 『萩藩閥閥録』卷一四〇〈市川三右衛門〉伝書
- 47 毛利家文書二九三
- 48 秋山伸隆『戦国大名毛利氏の研究』（吉川弘文館、一九九八年）第二編第一章参照
- 49 毛利家文書六二二〜六二六
- 50 享禄五年（一五三二）の福原広俊以下家臣連署起請文（毛利家文書三九六）に、福原広俊・志道広良ら親類衆と並んで山中元孝の署名がある。なお、篠原達也「世羅郡山中郷の山中要害について」『広島県文化財ニュース』第一七八号（二〇〇三年）を参照した。

- 51 大朝本荘大塚の平城が吉川経好の本拠であったことは、木村信幸「宇都宮神社棟札と吉川元長」『広島の考古学と文化財保護―松下正司先生喜寿記念論集』（二〇一四年）四五四ページを参照していただきたい。
- 52 天文七年（一五三八）十一月、源元盛が市川の八幡宮宝殿を造立している（『広島県史 古代中世資料編Ⅳ』所収「棟札」亀山神社一）。源元盛は、享祿五年（一五三二）の福原広俊以下家臣連署起請文（毛利家文書三九六）に目下から十三番目に署判する井上中務丞元盛のことと思われる。また、天文十九年（一五五〇）七月には、井上衆とともに「市川父子」も処刑されている（『広島県史 古代中世資料編Ⅴ』所収「山口県文書館所蔵文書 譜録」（井上孫六景光）二）。以上のことから、天文十九年初頭の市川は、井上衆の勢力下にあつたことが知られる。したがって、吉川経好が直接市川に転居することとは井上衆の抵抗もあると考えられるので困難であつたと思われる。そこで、実際には興経とともに一旦深川に移住し、井上衆の誅伐後に市川に入部したのではないかと考える。毛利元就は、天文五年（一五三六）の「頭崎御弓矢」の前から井上衆の誅伐を企てていた（毛利家文書三九八）が、ついに実行することを決意し、その闕所地の一つである市川を経好に与えて吉川家中から離脱させ、毛利家中で活用することとしたのである。
- 53 当該期、深川は、毛利元就の直轄領「佐東」に含まれていた。岸田裕之『大名領国の経済構造』（岩波書店、二〇〇一年）第三章「毛利元就直轄領佐東の研究」を参照した。元就は、毛利領でも元就の直轄領内で興経を監視しようとしたのであつた。
- 54 『広島県史 古代中世資料編Ⅴ』所収「吉川家中并寺社文書」（粟屋氏御書）1、同所収「藩中諸家古文書纂」（井上佐太夫）2・3、同（長和伊三郎）1、同（黒杭惣左衛門）1、吉川家文書別集七三四
- 55 『広島県史 古代中世資料編Ⅴ』所収「御書感状写」（森脇半兵衛）2
- 56 従来、天文十六年（一五四七）に比定されてきた八月十七日付け毛利元就宛て吉川興経自筆書状（吉川家文書四二八）は、天文十九年七月の井上衆誅伐後、経好が市川へ転居して孤立した興経が、身の危険を感じてしたためたのではないか。
- また、興経肅清に関する確実な史料を確認していないが、天正十年（一五八二）と推定される吉川元長自筆書状（吉川家文書別集二二〇・八四）によると、九月二十七日に「安叟」「常仙」を「居士号」とされる人物の法要が「常仙寺」で催されることが知られる。興経の戒名は「桃源院安叟常仙大居士」であることから、興経が同日に死去したと推定される。なお、天正十年は興経の三十三回忌に当たる。
- 57 松浦義則「戦国大名毛利氏の領国支配機構の進展」藤木久志編『戦国大名論集14 毛利氏の研究』（吉川弘文館、一九八四年）
- 58 吉川家文書四三八
- 59 毛利家文書四二二・四二三
- 60 吉川家文書四〇九
- 61 吉川家文書四一六・四一七
- 62 岸田裕之『大名領国の構成的展開』（吉川弘文館、一九八三年）第三編第六章（四二三頁）参照。
- 63 この北就勝の「知行」は、就勝死後にこの契約どおり元春が相続し、天正三年（一五七五）に「百貫地」が元春次男の仁保元棟に毛利輝元から宛行われた（『山口県史 史料編 中世3』所収「阿川毛利家文書」一一）が、天正

八年（一五八〇）に至っても元春の権益が存在した（『広島県史 古代中世資料編Ⅴ』所収「藩中諸家古文書纂」（小野半太夫）1）。

64 岸田裕之『大名領国の政治と意識』（吉川弘文館、二〇一一年）第一編第二章（八二ページ）

65 吉川家文書四四六

66 中司健一「毛利氏「御四人」の役割とその意義『史学研究』第二四五号（二〇〇四年）。

67 前注62岸田著書第三編第六章（四三四〜四四二頁）。

68 同様のことは、隆景の小早川家相続についても言える。中司氏は前注66論文の中で、「小早川隆景の場合は竹原・沼田両小早川家を相続したことにより、応仁の乱以来の、山陽の東軍側・西軍側の両勢力が形成していた結びつきを継承したと考えられる」と述べている。沼田小早川氏は室町幕府・管領細川氏と、竹原小早川氏は地域大名大内氏と、それぞれ良好な関係を維持し、それぞれの陣営に属することが多かったことはよく知られている。隆景が両小早川家を相続したことにより、幕府・細川方と大内方の両方の領主層とのネットワーク・情報を継承したのである。

執 筆 者

石川 良枝	広島県立文書館文書等整理従事員
石橋健太郎	広島県立歴史博物館学芸課主任学芸員
伊藤 大輔	広島県教育委員会事務局管理部文化財課主任
岡野 将士	広島県立歴史博物館学芸課主任学芸員
木村 信幸	広島県立歴史博物館学芸課長兼草戸千軒町遺跡研究所長
久下 実	広島県立歴史博物館学芸課主任学芸員
花本 哲志	広島県立歴史博物館頼山陽史跡資料館主任学芸員
湯谷 祐三	愛知県立大学非常勤講師
廣森美枝子	小牧市古文書調査会会員
尾崎 光伸	広島県立歴史博物館草戸千軒町遺跡研究所主任学芸員

広 島 県 立 歴 史 博 物 館 研 究 紀 要 第 24 号

BULLETIN of the HIROSHIMA PREFECTURAL MUSEUM of HISTORY Vol.24

発 行 日 令和 3 年 9 月 30 日

編集・発行 広島県立歴史博物館  
Hiroshima Prefectural Museum of History  
〒720-0067 広島県福山市西町 2-4-1  
2-4-1 Nishi-machi Fukuyama City Hiroshima Prefecture  
720-0067, Japan  
Tel.084-931-2513 Fax.084-931-2514

印 刷 株式会社カオス

